

令和2年8月11日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和2年8月11日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員： 全員出席

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積
計画（案）の承認について

6、農業委員会事務局職員

係長 津 留 大 輔

係 丸 山 響

事務局 高森町の農業委員14名中、本日、全員14名出席を確認しておりますので、高森町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、過半数の出席で総会が成立したことを御報告いたします。

次第2番、会長挨拶となっております。会長、よろしく申し上げます。

議長 改めまして、こんにちは。

お盆前の忙しい折にお集まりいただき、ありがとうございます。

大変長い梅雨で、大雨も降って被害も出て、明けたかなと思った瞬間、また猛暑続きで、今度は雨が欲しいというような状況になっております。さらには、コロナがまた出てきて、大変なことになっております。こっちにおいては大して被害もございませんが、全然想定をされないようなことが起きています。私事ではありますが、うちの家族も昨日、孫たちの方から、もう帰らないという連絡がありまして、寂しい思いをしておりますが、これも仕方ないことかなと思っております。

後程、事務局からお願いごと等々もあるそうです。こういう中ではございますけれども、慎重な御審議をよろしくお願いいたします。お疲れ様です。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、議事となっておりますが、議事に入る前に、先月、会長から御提案のありました農業委員会憲章の読み上げについて、よろしく申し上げます。

議長 私ごとで、私の無理やりのお願いごとを承諾いただきました。農業委員会憲章の唱和につきましてお願いしましたところ、了解を得ましたので、今回は第1回目ということで、私が音頭をとってやりたいと思います。この前言ったように、「1つ、農業委員会は…」と私が言いましたら、その後の文言を唱和していただければいいかなと思っております。

110ページに記載してございますので、これを読み上げていきたいと思いますが、来月からは1番委員さんから音頭をとっていただきたいなど。今日は練習でございますので、初めてでうまくいくかどうか、私もちょっと自信がございませんが、音頭をとらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

私たち農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令順守と高い倫理観をもち、農業委員と農地利用最適化推進員が一体となって以下の憲章を遵守することを誓います。

1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。

1つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させる

ため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。

1つ、農業委員会は、農地利用の最適化を目指し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進に努めます。

1つ、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。

1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指します。

ありがとうございました。

こういった形で、1番の委員さんから回していきたいと思えます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

事務局

それでは、次第の3番、議事に入らせていただきます。

会議規則第4条の規定により、会長が議長となることになっておりますので、進行をよろしく願いします。

議長

それでは、ただいまより議事に入りたいと思えます。

「議第21号」

事務局

議第21号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年8月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員)

一任します。

議長

はい。一任ということでございますので、本日は9番委員、10番委員をお願いをいたします。

続きまして、「報告第6号」

事務局

報告第6号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年8月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。この案件につきましては報告でございますので、事務局のほうからいたします。

事務局

議案の4ページをお開きください。

報告第6号、番号50-1の相続の届出案件でございます。

相続人、色見のご覧の方でございます。相続届出日が令和2年4月12日相続登記となっております。斡旋希望はございませんでした。相続案件につきましては、事務局のほうで1筆1筆全部の筆を

現地確認はしておりませんで、補足資料の2ページと3ページに航空写真での確認をとっております。色見の管内に点在している農地の相続となります。

以上、報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

相続の案件でございますが、何か問題がございますか。

(複数委員)

ありません。

議長

はい。ないということでございますので、報告のとおりといたします。

続きまして「議第22号」

事務局

議第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和2年8月11日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長

はい。基盤強化促進法に関わることでございますが、事務局のほうから説明をしていただきます。

事務局

本日の案件で、この農業経営基盤強化促進法19条第1項の規定による案件が、今日は多くございまして、ほとんど更新の案件になります。既に貸借関係を結ばれていた期限が切れまして、新たに延長して契約を結びなおすというような案件が多くございます。

今日は、ちょっといいきっかけでしたので、その農地貸借が終了したときの考え方について一つ別紙でまとめて作っています。まず、これの中身を御説明させていただいてから、議案のほうの内容の説明に移らせていただきます。

横書きの農地貸借期間満了の考え方まとめという紙をご覧ください。農地の貸し借りには二通りございまして、上のほうに書いてあります農地法第3条による貸し借りと、右側の農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りの2種類の契約の仕方があります。何が違いますかというところで、その農地の期間が完了したときの取り扱いが違います。まず、賃貸借、左に書いています賃貸借と使用貸借の二つに分かれます。

賃貸借の場合が、農地法第3条で契約した場合は、農地等の賃貸借で期間の定めがある場合は、原則として当事者が期間完了の1年前から6カ月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、期間の満了時に従前の賃貸借と同一の条件でさらに賃貸借したものとみなされる、これを法定更新という農地法第17条。更新しない旨の通知は農地法第18条による合意通知書が必要ということで、農地法第3条賃貸借はこれを通知しなければ自動的に更新です。もう解約しますという申し出がなければ、自動更新で

す。

それに対しまして、右側の強化促進法ですと、農用地について設定され、または移転された利用権・賃貸借については、期間が満了すると自動的に賃貸借関係が終了します。したがって、利用権の再設定を希望する場合には、市町村に対し利用権の期間満了の日の翌日を始期と利用権の設定を再作成してもらうこととなります。

要するに、3条のほうは申し出がない限り自動更新、強化法は自動終了です。これが賃貸借の場合です。

もう一つ、下に使用貸借とございますけれども、これはお金のやり取りのない貸し借りです。使用貸借の期間を定めている場合には、期間満了とともに期間を定めていない場合には、使用貸借も目的を達したと認められるときに使用貸借関係は終了する。そのため、農地法第3条、若しくは農業経営基盤強化促進法による更新が必要となります。これもどういうことかといいますと、使用貸借、お金のやり取りのない貸し借りは、期間が終われば終了です。新たに契約をしなおさなければならないというところでのまとめになります。表でいきますと、農地法3条賃貸借、左上の四角の中、ここだけが自動更新ができますと。それ以外の契約の場合は、更新しなおさなければなりませんよというような期間満了の考え方です。

以上、今の説明内容を踏まえたところでの、今日の審議資料をご覧ください。

まず、6ページをお願いします。番号1番、これは使用貸借権設定です。お金のやり取りのない使用貸借権の設定でございます。利用権の設定を受ける者、設定する者をご覧ください。これは年金ですね。農業者年金の関係で以前に経営移譲のために全部の農地を親から子へ使用貸借をしたという契約が結ばれております。使用貸借ですので、期間満了になりましたので、更新が必要となります。

この6ページから10ページにわたりますと、31筆の農地、全ての農地の使用貸借を継続することになります。契約期間は10年です。令和2年9月1日から令和12年8月31日までとなります。

補足資料のほうでは、5ページから7ページに航空写真での確認を行っております。矢津田地区に農地をお持ちというところで、赤枠で囲んでいる農地になります。全部の農地を事務局確認はしてはおりませんが、この航空写真上で見ますと、補足資料7ページの赤枠で囲まれている農地の中で一筆だけ、木が植わっているような様子が航空写真上で確認ができる状態です。恐らく一部、植林がなされているのかなというようなところで、航空写真上ではそういった

農地ですが、木が植わっているというような状況ですので、今後、この農地の確認をしまして、植林でしたら農地転用の指導をしようと考えております。

そのほかの農地については、適正に農地として取り扱われていると考えております。

1については、以上です。

議長 はい。相当筆数もございますが、番号1について、何か御意見ございますか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。御意見ないようでございますが、先程、事務局が言いましたように、1筆だけちょっと植林されているのではないかなという点がございますので、後日確認をするというようなことで、これだけはやっておいてもらいたいと。

事務局 はい。また、地元の農業委員さんにもお願いをしてですね。

議長 はい。よろしく申し上げます。

続きまして、番号2。

事務局 11ページをお開きください。

番号2でございます。こちらは使用貸借権の設定になります。こちらは以前農地法3条による農地の使用貸借を結ばれておりました。期限満了に伴いまして、更新が必要でございますので、今回更新をするものでございます。

以前は、3条で契約をされておりましたが、今回は基盤法での契約をお願いしています。3条でも基盤法でも、先ほどの説明のとおり、使用貸借では変わりがないので、基盤法で今回は更新をしていただいております。こちら農業者年金の関係で、全ての農地を経営移譲しているものの更新案件でございます。

議案書では、11ページから12ページの2ページにまたがりまして、13筆の農地の契約更新となります。期間は、令和2年9月1日から令和12年8月31日までの10年間の使用貸借権設定となります。

補足資料では、8ページと9ページをご覧ください。航空写真での確認を行っております。大字河原に存在する農地13筆でございます。

こちら航空写真上で確認しますと、9ページの赤枠で囲まれた農地の1筆が、これもどうも完全に山になっているような航空写真になっておりますので、こちら先ほどと同じように、植林がなされているかの現地確認を行いまして、植林されている場合は農地転用の適切な許可を得るような指導を農業委員会として行いたいと考えています。

議 長 番号2につきましたは、以上です。
 はい。ありがとうございました。
 今回は、基盤法でやるというようなことですが、これもさっきと同様、航空写真では今話のあったように、1筆だけどうも山があるというようなことですが、これはしっかり確認をして対処をしていただかにやいかなと思っておりますが、そのほかに何か御意見ございませんか。
 (複数委員) ありません。
 議 長 はい。ないというようなことですので、次は番号3について説明をよろしく願いいたします。
 事務局 番号3、議案書の13ページをお開きください。
 賃貸借件設定となります。設定する者、設定を受ける者は、ご覧の方々になっております。大字上色見内での上色見の方同士での賃貸借件設定となります。こちら更新案件でございます、以前の契約が基盤法による契約でした。賃貸借契約でしたので、今回の同じく基盤法による契約の更新案件となっております。
 契約年数が、令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間です。賃借料が、これは4筆ございますが、4筆合わせて10万円となっております。作物は、樹芸作物です。
 補足資料でいいますと、10ページになります。補足資料10ページ、町民体育館から北側に道を進んでいったところのまとまった4筆となります。
 3番につきましたは、以上です。
 議 長 はい。ありがとうございました。
 これも契約終了後の更新というようなことですが、既に樹木というか、それがそこで生産をされてきているということですね。だけど、今までそのままの状態が使われて、今後もそれでやっていこうということです。そういったことですが、何か御意見ございますか。
 (複数委員) ありません。
 議 長 はい。ないようでございますので、続きまして番号4をお願いします。
 事務局 番号4です。同じく、13ページです。
 賃貸借権の設定です。この番号4だけが新規となります。賃貸借の設定を受ける者、設定する者はご覧のとおりとなります。設定を受ける者、借り受ける側は、会社組織となっております。新規案件でございます、契約期間は令和2年9月1日から令和9年8月31日までの7年間となっております。賃借料は、1筆、5万1,600円です。作物は、大麦若葉、ごぼうという申請になっておりま

す。

農地の場所、こちらは確認をしております。補足資料の11ページと12ページをご覧ください。11ページが農地の場所を示した図になります。南部中継基地から北西に進んだところの農地でございます。12ページが現況写真を撮ってまいりましたが、このような状況になっておりました。これはちょっと草が生えているような感じで、荒れているよりも、貸していただいて、作物を作っていたほうが事務局としてもいいのかなというふうに感じたところです。

4番につきましては、以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

新規の賃貸借ということで出てまいりましたが、何か問題はございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますが、この12ページの写真を見ておりましたが、これは作物じゃなくて草ですかね。夏牧草か何かかと思っておりましたが牧草ではなさそうですね。

事務局 はい。1週間ぐらい前に撮りに行きまして、雑草のような草でした。

議長 わかりました。ありがとうございます。

異議なしということでございますので、最後になりますが、番号5、よろしく申し上げます。

事務局 番号5です。これは更新案件になります。賃貸借件の設定です。以前も基盤法での賃貸借設定でございまして、今回も基盤法による賃貸借設定となります。借り受ける者と、農地を受ける者と出す者は、ご覧のお二方となります。更新で、1年間の契約の更新になります。令和2年9月1日から令和3年8月31日までの1年間での更新契約となります。

この農地は、ちょうど1年前に新規就農ということで、1年間の農地賃貸借契約を結んだものの更新となります。

内容は、同じ内容での更新となっております。1筆当たりが、上の筆が3万5,000円で飼料作物、下の筆が1筆4万円で飼料作物となっております。

補足資料は、13ページに航空写真での位置を示しております。

5番につきましては、以上です。

議長 はい。ありがとうございます。

この案件につきましては、私のすぐ近所でございますので、度々顔を出しております。健全な牛飼いを始めたかなというふうに思っているところでございますが、何か問題・課題ございませんか。

6番委員 ちなみに、この字名は何と読むのでしょうか。

議 長 通称、柏ノ木原（カシノキバル）と言いますけどね。

事 務 局 これは普通に読むと「カシワノキバル」ですけど、事務局で読み方までは、確認をしておりませんでしたので、すみませんが宿題としてまた御回答いたします。

議 長 今説明があり、5番までございましたけれども、この5番につきまして、何か御意見ございませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということでございますので、このように認めていきたいと思っております。

 これをもって、本日の議案すべて終了をしたわけですが、事務局のほうからつなぎのいろんな連絡がございますので、よろしく願いしたいと思っておりますが、大変お疲れでございました。

 ありがとうございました。（録音終了）